

全建労発第 47 号
令和 6 年 11 月 14 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
(公印省略)

「送気マスクの適正な使用等について」の一部改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、送気マスクの使用等に関する留意事項については、平成25年10月29日付け基安化発1029第2号「送気マスクの適正な使用等について」により示されているところですが、今般、「日本産業規格（JIS）T 8153：送気マスク」の改訂等を踏まえ、別添のとおり改正した旨、厚生労働省労働基準局・安全衛生部化学物質対策課長より、本会宛てに周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業に対して、改正内容を周知いただきますようお願い申し上げます。

以 上

(担当：古田、菅原)